

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

財務諸表分析検定試験規則

(令和4年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、財務諸表分析に関する能力を検定する。
第2条 検定は筆記試験によって行う。
第3条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第4条 検定試験は年1回実施する。
第5条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第6条 検定試験は100点満点とし、検定に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。
第7条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
第8条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回 財務諸表分析検定試験に 合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会 理事長 氏 名 印

- 第9条 検定試験受験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
第10条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

財務諸表分析検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第2条 試験規則第4条による試験日は、毎年12月の第2日曜日とする。
第3条 試験時間は90分とする。
第4条 受験料は1,800円とする。(消費税を含む)
第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

財務会計検定試験規則

(令和4年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、財務会計に関する能力を検定する。
第2条 検定は筆記試験によって行う。
第3条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第4条 検定試験は年1回実施する。
第5条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第6条 検定試験は100点満点とし、検定に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。
第7条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
第8条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回
財務会計検定試験に
合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 印

- 第9条 検定試験受験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
第10条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

財務会計検定試験規則施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第2条 試験規則第4条による試験日は、毎年12月の第2日曜日とする。
第3条 試験時間は90分とする。
第4条 受験料は1,800円とする。(消費税を含む)
第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。